

2017年1月27日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
外務大臣 岸田文雄様  
文部科学大臣 松野博一様  
経済産業大臣 世耕弘成様  
環境大臣 山本公一様  
原子力規制委員長 田中俊一様  
原子力委員会委員長 岡 芳明様

提出団体 花とハーブの里代表菊川慶子（青森県六ヶ所村）  
脱原発とうかい塾代表相沢一正（茨城県東海村）  
三陸の海を放射能から守る岩手の会世話人永田文夫（岩手県盛岡市）  
大間とわたしたち・未来につながる会 代表野村保子（北海道函館市）  
核燃から海と大地を守る隣接農漁業者の会 代表荒木茂信（青森県東北町）  
PEACE LAND 代表山内雅一（青森県八戸市）  
豊かな三陸の海を守る会 会長田村剛一（岩手県宮古市）  
\* 賛同22団体は末尾添付

### 六ヶ所・東海再処理工場等に係る要請書（意見と質問）

私たち市民団体は日本原燃株式会社（以下「原燃」）六ヶ所再処理工場と日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」）東海再処理工場の大事故を非常に心配しております。再処理工場は原発とは異なり大量の放射性物質を有し、有機溶剤等の化学物質を扱う化学工場だからです。世界では旧ソ連時代1957年に、マヤーク核兵器用再処理施設で高レベル放射性廃液（以下「高レベル廃液」）貯蔵タンクが大爆発を起こし内容物の約9割が施設とその周辺へ、約1割に当たる 200万キュリーが300km先まで大地を汚染しました。福島原発事故と異なり、放射能のほとんど全てが放出されたということは再処理工場の大事故の特徴を物語り、不安を増大させます。六ヶ所や東海再処理工場に貯蔵されている大量の高レベル廃液が停電やパイプ破断等により冷却や水素掃気ができなくなると、一つの貯槽の硝酸塩爆発や水素爆発により次々と多くの貯蔵タンクが破壊され大爆発を起こし貯蔵放射能の全量が放出されることが予想されます。六ヶ所再処理工場には福島原発事故による大気放出セシウム137の約35倍の高レベル廃液が、東海再処理工場には約79倍（ストロンチウム90については約6200倍）もの高レベル廃液が貯蔵されており大事故があると福島原発事故とは比較にならない大量の放射能が環境へ放出される危険性があり、場合によってはこの国の存在を危うくする可能性があります。

六ヶ所再処理工場では、2016年12月に原燃副社長が原子力規制委員会（以下「規制委員会」）へ濃縮ウラン施設に関わる虚偽の報告を行ったことが国の保安検査で発覚し報道されました。これは今に始まったことではなく原燃の企業体質によるもので氷山の一角と思われまます。2015年8月2日敷地内が三つの落雷に襲われ工場の主要建屋において多数の計測機器が故障した事故について原燃は同年12月7日最終報告書を国へ提出しました。この件で、私達は2016年7月20日原燃から質問状の回答を得ましたが納得のいくものではありませんでした。東海再処理工場は廃止が決定し措置が講じられていますが、高レベル廃液のガラス固化による減量は進んでおらず、また現場の廃棄物の杜撰管理が報じられています。

現在、原燃の新規制基準申請書の審査が進んできている状況に鑑み、両再処理工場の大事故を防ぎ、国民を難民など悲惨な状況に絶対に追い込まないように、更なる厳重な監督・審査を求めます。

以上の趣旨から六ヶ所再処理工場の重大事故防止を中心に、東海工場も含め審査等について質問いたします。

以下（例「参質189-121」とは第189国会の質問主意書提出番号121を指す）

## A 六ヶ所再処理工場に係る質問

【1】全体に係る質問（高レベル廃液ガラス固化・落雷事故以外について）

1-1<使用済燃料の非常時等移送先について>

2016年11月末現在工場内の3千トンの燃料貯蔵プールは使用済み核燃料2968トン（貯蔵率98.9%）で埋まっている。一方返還ガラス固化体貯蔵建屋において腐食検査のため固化体を移送させつつ作業を行っている。燃料貯蔵プールで同様のトラブル等により核燃料の移送が必要になったときの対応について、原燃は「移送プールや受入プールでまだ保管余裕がある」との回答があった。しかし具体的な収納可能体数は示されなかった。福島第一原発4号機では事故後約1500体の燃料を別プールに移送させることができた。非常時（漏洩、火砕流、大事故など）の移送先について厳密にどこに何体収納するか可能数量を確認しておくべきではないか、見解をお示し願いたい。

1-2<工場に貯蔵中の使用済み燃料と高レベル廃液中Cs137、Sr90の放射能総量(Bq)について>

現在再処理工場内に保管されている放射性物質はその存在形態により、プールに貯蔵されている使用済み燃料が約3000トン、高レベル廃液として約230m<sup>3</sup>、製造ガラス固化体346本、抽出ウラン、抽出プルトニウム、放射性廃棄物等がある。他に英仏からの返還ガラス固化体1830本が保管されている。このうち使用済み燃料、高レベル廃液に含まれるセシウム137とストロンチウム90の放射能総量は各々幾らか、それは福島原発事故により大気放出された量の何倍に相当するものか。お示し願いたい。

1-3 <UPZ・PAZと事故評価シミュレーションについて>

① 「再処理工場は原発よりも放射性物質が少ない？」 2016年11月25日の原子力規制委員会の新規制基準審査において、再処理工場の周辺自治体のPAZ 予防的防護措置準備区域、UPZ 緊急時防護措置準備区域について、PAZは「なし」にし、UPZについて従来通り「5km」とする原燃案を規制委員会は了承したと報道されている。報道では「再処理施設内にある放射性物質の量が原発より少なく、事故を起こしても周囲への影響が小さいとみられることから、従来通りでよいと判断した」とあった。しかし全国原発から発生する使用済み燃料を集め再処理する工場に貯蔵されている放射性物質の量が原発より少ないとは理解に苦しむ。私達の計算では、セシウム137について六ヶ所再処理工場の貯蔵高レベル廃液中には福島第一原発事故炉3基から大気へ放出された量の約35倍、使用済み燃料には約600倍多く含まれているとみなしているのだが、「再処理工場の保有する放射性物質の量が原発より少ない」とする根拠をお示し願いたい。

② 「シミュレーションなしにUPZを決める」？ 1976年8月ドイツ政府は再処理工場の重大事故で国民の半数3000万人が死亡するというシミュレーション結果を得ている。旧ソ連時代1957年に、マヤーク核兵器用再処理施設で高レベル廃液貯蔵タンクが大爆発を起こし内容物の約9割が施設とその周辺へ、約1割に当たる200万キュリーが300km先まで大地を汚染した。その汚染分布地図にはストロンチウム90の汚染濃度が示され、300km先の土壤汚染濃度は3700Bq/m<sup>2</sup>と示されている。2009年ノルウェー政府は英国のセラフィールド再処理工場事故のシミュレーションを行っている。高木仁三郎氏は国内両再処理工場の大事故のシミュレーションを行い公表している。いずれも数百kmに及ぶ高濃度汚染が示されている。このような例があるに拘らず、シミュレーションを公開せずに原燃の申請UPZ5kmを認める理由がわからない。この認識は現実起きた福島原発事故やマヤーク事故の教訓を全く無視し、事故を過小評価し原発よりも狭い範囲の現実離れをした準備区域の設定で済ませようとしている。このような「再処理神話」を作ることは、その緊張感の緩みによりいつの日かまた大事故を発生させること

になる。国や原燃は大事故評価のシミュレーションを行ったのか。そのシミュレーションを示しUPZを認めた理由についてお示し願いたい。

1-4 <漁民、国民を泣かせてはいけなない：トリチウムやKr-85 を除去せず日常的に環境へ放出することについて>

使用済み燃料に含まれている、トリチウム・クリプトン85・炭素14の全量環境放出法制を改め少なくとも原燃の放出・排出規制並に見直すべきだ。現行法では本格稼働時に原燃のトリチウム排出基準6万Bq/Lの2700倍もの高濃度排液を1日おきに約550m<sup>3</sup>を海洋へ排出することになる。これにより三陸沿岸の漁民そして漁業資源への悪影響は計りしれない。福島原発事故排出汚染水はトリチウム濃度1500Bq/L以下で漁協の了解を得ている。同じ太平洋への廃出水について約11万倍もの高濃度のものを許可することは許されない。海に大量の放射能を流し、敷地境界に住む人達の年被ばくが机上計算で0.022mSvと少ないから良しとする、海洋生態系を無視する行為は環境基本法の理念を無視する暴挙である。最新の知見ではトリチウムの害については医学的に究明されてきており再検討すべきだ。海洋環境基準を定め、海洋環境のアセスメントを行い判断すべきではないか。トリチウムを除去できないのならば未完成な技術であり再処理から撤退するより他ないのではないか。また空へ放出されるクリプトン85の除去技術は確立されているのに導入しないのはなぜか。規制委員会は“環境を守る環境省”の外局の機関として設置されている。環境基本法の理念に則り、この国や世界の環境について配慮しなくとも良いのか、以上につき見解をお示し願いたい。

1-5 <原燃の虚偽報告書にかかわり：再度の嚴重審査を求める事例二つについて>

① **モニタリングの疑惑** (参質189-121) 川田龍平参議院議員提出の質問五において「六ヶ所再処理工場から海洋へ高濃度のトリチウムが放出されていたアクティブ試験最盛期(2006年度から2008年度)の公的機関による海洋モニタリングデータを精査した。この間、事業者の日本原燃と青森県が海洋放出口の直上、南北五キロメートルと二十キロメートル地点の海水を同時期に年に2～4回採水し五十から六十回測定したところ、全ての試料についてトリチウムは不検出であった。一方、東北電力(株)は放出口北二十五キロメートル地点の同社東通原子力発電所沖合海水から三回にわたりトリチウムを検出(検出限界2Bq/L)しており、これは六ヶ所再処理工場が起源と日本原燃も認めている。また、六ヶ所村にある公益財団法人環境科学技術研究所でも放出口に近い尾駮港の海水から三十三回中六回 トリチウムを検出(検出限界2Bq/L)している。日本原燃の海水トリチウム濃度データ(検出限界2Bq/L)は実態を反映しない信頼性に欠けるものと思われるが、政府の見解を示されたい」この質問主意書はモニタリングデータが操作されている可能性があることを指摘したのだがこの点について国の答弁はなかった。原燃は下北沖海洋へトリチウムを2006年度に498兆ベクレル2007年度に1321兆ベクレル、2008年度に360兆ベクレル放出している。放出口直上やその5km、10km、20km先で海水を測定し、一度も検出できないことはありえないことであり、原燃と青森県の分析機関のデータは信頼できない、虚偽の報告の可能性はある。見解をお示し願いたい。

② **ガラス固化の疑惑** 六ヶ所再処理工場に貯蔵されている高レベル廃液の量は2013年2月1日時点で約202m<sup>3</sup>、この廃液に含有するセシウム137の放射能濃度は約2600テラベクレル/m<sup>3</sup>(放射能総量は約520ペタベクレルと答えがあった(参質189-55と189-123)。2015年3月4日時点で廃液の量は約223m<sup>3</sup>、これに含まれるセシウム137の放

射エネルギーは約 520 ペタベクレルとの答えがあった（参質 189-123）。この約 2 年間に実廃液を使用しガラス固化体が 25 本作られている、固化体 1 本に約 0.52m<sup>3</sup>の高レベル廃液の放射能が閉じ込められる、これは約 13 m<sup>3</sup>に相当し、この中にセシウム 137 は約 33.8 ペタベクレル含まれていたはずだ。廃液量やセシウム 137 の量は減少するはずだが、この疑問に対して「高レベル廃液の貯蔵量とは、高レベル廃液貯蔵設備に貯蔵されている高レベル廃液の貯蔵量のことを指しており、平成二十五年二月一日から平成二十七年三月四日までの間にガラス固化した高レベル廃液は、平成二十五年二月一日の時点で、既に高レベル廃液ガラス固化設備に移送されていたことから、高レベル廃液の貯蔵量には含まれていなかったと聞いている。」との答弁を得た（質 189-166）。

では“高レベル廃液貯蔵設備の貯槽”に貯蔵されていた廃液中のセシウム 137 は約 2 年で自然に減衰し 520 ペタベクレルから 497 ペタベクレルになるはず。それが 2 年後も 520 ペタベクレルとはおかしい、その差約 23 ペタベクレルは使用済み燃料の処理が終了し 6 年も経過したのに拘らず、どこからどのように供給されたのか。ちなみにセシウム 137 を 23 ペタベクレル含む燃料束は BWR で 80 体、PWR で 32 体程度になる。監督官庁として国はガラス固化試験報告書を点検し疑わしきは再度報告を求めるなど嚴重審査を行ってほしい。見解をお示めし願いたい。

#### 1-6 <深層防護について>

（参質 183-54）で再処理工場における最悪事態を未然に防ぐ最後の手段（深層防護）として欧州の原発で実施されているコアキャッチャーを例に「様々な手段を講じても高レベル放射性廃液の沸騰や爆発を止める見込みがなくなった場合、被害を最小限にするための最後の手段としての方策はあるか。」問うたが、答弁がなかった。工場内各施設で火災・電源・冷却施設の破損など同時多発した場合の対応については「重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することを求めている」との回答があった。大地震や落雷等により電源喪失、各施設のパイプラインで液漏れ、溢水が工場内各施設で、同時に多発することが見込まれる。ついで漏洩液による火災、溢水による臨界、そして暗闇、高放射線下これら同時多発する事故に本当に対応できるのか疑問である。想定外のことが次々に起こり手に負えない過酷重大事故に発展する。高レベル廃液が蒸発し始め、どうしても手の施しようがなくなった場合、その最後の手段が考えられているのか。これに答えられないようでは再処理工場の運転は許可できないはずだが、見解をお示し願いたい。

#### 1-7 <火砕流の対応について>

八甲田山の山体膨張が観察されるとの報告がある。仮に十和田火山群の爆発により火砕流が発生し六ヶ所再処理工場に到達した場合（過去に現再処理所在地に二度到達していると聞いている）、高レベル放射性廃液やプールに保管の使用済み核燃料についてどう対応するのか、具体的にお示し願いたい。

#### 1-8 <基準地震動を 700 ガルにすることについて>

1968 年の十勝沖地震（マグニチュード七・九）では、むつ市役所や三沢商業高校が倒壊し、七年前の岩手・宮城内陸大地震では世界最大加速度 4022 ガルを示し、震源地周辺は大規模な地滑りにより道路が大きく崩れ跡形もなくなった。地震学で予知できない地震が

各地で発生している。六ヶ所再処理工場でのこのタイプの地震が起きないと断言できるのか。原燃が2016年12月26日の規制委員会審査会へ提出した資料1-1「再処理施設・審査を踏まえた検討・反映事項について」によると、「大陸棚外縁断層は、第四紀後期更新世以降の活動はない」、「基準地震動は600ガルから700ガルに見直し」とあった。前述の現実を起こった地震と比べ慎重さに欠けているのではないか。地震科学の限界をも踏まえ謙虚に評価しなければいけないのではないか。地すべりも含め、過去最大地震以上の基準地震動等を設定すべきではないか、見解をお示めし願いたい。

#### 1-9<石油備蓄基地が火災になったときの対応について>

再処理工場北西1～4kmに石油天然ガス・金属鉱物資源機構むつ小川原国家石油備蓄基地があり51基のタンクに現在約490万klの原油が蓄えられているという。ここで外的事象などにより火災が発生した場合再処理工場への影響はないのか、何らかの対策を立てているのか、お知らせ願いたい。

### **【2】 高レベル廃液とそのガラス固化について**

#### 2-1 <高レベル廃液をガラス固化し貯蔵量をゼロとすることについて>

私たちは不安定でとてつもない危険な高レベル廃液の存在に脅威を感じている。「高レベル廃液の貯蔵量をゼロとせよ」との私達の要請に対し原燃は「新規基準では高レベル廃液の貯蔵量に関する要求はないので貯蔵量については考えていない」と答えている。高レベル廃液を早期にガラス固化することについて、東海再処理工場は貯蔵されている廃液の危険性を認め2016年1月からガラス固化を開始している。六ヶ所再処理工場においても同様、早期に少しでもリスクが少ないガラス固化すべきではないか。一旦電源喪失や冷却系・掃気系のパイプが破断する事態になれば約7時間で水素爆発濃度に達し、15時間程度で廃液の沸騰が始まり蒸発乾固そして硝酸塩爆発の重大事故が予想される（2016年6月15日審査会資料5-1）。原燃は16時間ほどで対応できると回答しているが、それでは間に合わないことはこの資料5-1で明らかにである。イギリスでは高レベル廃液の貯蔵量に係る規制があると聞いている。国は国民の安全・安心のため、高レベル廃液の貯蔵量をゼロとする規制を行うべきだと考えるが見解をお示めし願いたい。

#### 2-2<再処理された使用済み燃料に含まれていた核種の放射エネルギー (Bq) について>

2006年から2008年にかけてアクティブ試験で処理された使用済み核燃料 425トンに含まれていたセシウム137 とストロンチウム90 の放射エネルギーはいくらか。これを再処理し発生した高レベル廃液に移行した両核種の放射エネルギーはいくらか。また製造されたガラス固化体に移行した両核種の放射エネルギーはいくらか。お示し願いたい。

#### 2-3 <安定運転や性能運転により発生したガラス固化体に封入された核種の放射エネルギーについて>

私達の質問「各ガラス固化体に封じ込められた核種の放射エネルギーについて 高レベル廃液のガラス固化体の各々について封じ込められたセシウム 137 とストロンチウム 90 等の核種について放射エネルギー(ベクレル)が調べられているのか。調べられているのならば、ガラス溶解炉A系列、B系列の各々について最終報告書にある安定運転確認20本と性能確認5本の各25本計50本の固化体について封じ込められた両核種の放射エネルギーを示されたい。」これに対し原燃は、「ガラス固化体に含まれる放射エネルギー等については、保守的な前提条件をおいた上で算定した平均放射エネルギーとして管理しているが、運転情報等に当たるため回答できない。」と答えている。セラフィールドやラ・アークからの返還固化体については明らかにされているにかかわらず、原燃が明らかにできないという理屈は通らない。超危険な高レ

ベル廃液がどれだけガラス固化されリスクが低減したか国民へ情報公開することは企業の当然な義務ではないか。国の見解をお示し願いたい。

#### 2-4 <第五ステップ・ガラス固化終了報告書の評価について>

アクティブ試験第五ステップ終了報告はなされたのか。国は第五ステップ終了報告やアクティブ試験全体の報告、ガラス固化試験終了報告を規制委員会のどの審議会で審査評価するのか。新規制基準の適合審査との関係や各審査から稼働までの全体審査計画の段取りはどうなっているのかお示し願いたい。

#### 【3】落雷による事故の確認等について

六ヶ所再処理工場では2015年8月2日三つの落雷に襲われ工場の主要建屋において多数の計測機器が故障した事象（以下「事故」）について同年12月7日最終報告書（以下「報告書」）が国へ提出された。計測と制御は一体であり、計測器の故障は制御も不能になる。今回の落雷事象の対策として、故障した計器に保安器を設置すること、その台数は主要建屋の殆どを網羅し合計約270台にも達する。その設置台数の多さを見る時工場全体の計器に異常が起こったことが推察される。仮に本格稼働中にこの事故が起こったならば計測に基づく制御系が大きく乱れ、高レベル廃液の沸騰、水素爆発、臨界、火災などが工場の各工程で同時に起こり大事故に進展した可能性が強く看過できない。以上の趣旨により以下質問する。

#### 3-1 <報告書の過小評価について>

報告書の表題は「再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障について」となっている、表題を見る限り分離建屋だけの故障のように受け止められる。この表題は実際の被害実態を反映していない過小評価見出しではないか。日頃から人々へわかりやすく事故の事実を知らせる広報の姿勢が大切ではないか。情報公開のあり方について国の見解をお示し願いたい。

#### 3-2 <ヒューマンエラーへの配慮について>

「高レベル廃液濃縮缶の運転中に今回の落雷事象が発生した場合」について報告書24～25頁にあり、「複数の計器が故障した場合のマニュアルがありそれにより対応できた」としている。しかしこの回答は作業員のヒューマンエラーに配慮しないものであり現実離れしたものと思われる。多数の計器が同時に故障した場合、ヒューマンエラーへの配慮がなければ作業員は安心して対応できないのではないか。このことは福島原発事故当時の対応を見てもわかる。国の見解をお示し願いたい。

#### 3-3 <故障の復旧時間について>

報告書1頁、5頁によると分離建屋高レベル廃液供給槽及び高レベル廃液濃縮缶の漏洩液受皿の液位計の異常は復旧までA系28時間、B系は約49時間経過している。塔槽類廃ガス処理設備の廃ガス洗浄塔入口圧力計については故障確認後復旧までA系28時間、B系50時間要している。

報告書4頁に安全上重要な機器以外の機器の故障状況についてあり、その中に分離建屋の水素掃気用安全圧縮空気圧力Aと同Bが上げられている。これは8月2日に故障し、圧力計Aは8月17日、Bは8月14日に復旧したとのことだ。これは原燃が規制委員会へ報告している高レベル廃液貯槽において水素掃気が止まった場合爆発濃度に達する7時間、冷却が停止した場合沸騰開始24時間を超えている。計器の復旧に時間がかかりすぎていることは、それだけ危険が増すことになる。これでは復旧に時間がかかり過ぎており、復旧前に沸騰・水素爆発の重大事故へ発展することになってしまうのではないか。見解をお示し願いたい。

#### 3-4 <電撃電流の対策について>

再処理工場では過去に電撃電流について最大211kAを記録していたのに関わらず、150kAの耐雷策で済ませてきたことは防災の基本姿勢に欠けるものでないか。落雷事故を受け270kAの避雷機を設置することだが、国内最大の電撃電流は500kAを記録したとあった。再処理工場の特殊性からして世界最大もしくはそれ以上の電撃電流に対応できるようにしておくべきではないか。（現に福島第一原発へは世界最大級の地震が起こり、津波が押し寄せ大事故になった。）見解をお示し願いたい。

#### 3-5 <報告書の確認審査について>

この事故は本格稼働中であつたなら大事故に進展したと思われる落雷事故であつた。使用済み燃料を実際に使用したアクティブ試験後、長期にわたり休んでいた工程が多数あり、それらの計測器が故障していないか全てを点検しているのか、またその対策が実施されているのか。国は原燃が事実を正しく伝え、原因究明を厳密に行いその対策を講じているのか、報告書の評価を厳重に行うべきだと考えるが、見解をお示し願いたい。

## B 東海再処理工場に係る質問

【1】JAEA東海再処理工場には大量の高放射性廃液（高レベル廃液、福島原発事故で大気へ放出されたセシウム137の約80倍含む）が貯蔵されている。冷却ができなくなると廃液の沸騰・蒸発乾固・硝酸塩爆発・水素爆発などの重大事故が起こる可能性がある。重大事故になると場合により首都圏は放射能汚染により壊滅状態になる。絶対に重大事故を起こさないよう厳しい監視と指導をお願いしたく、以下質問する。

### 1-1<高放射性廃液ガラス固化の進捗状況について>

「東海再処理工場には高放射性廃液が約400立方メートルあり、12年半かけてガラスで固める作業を続ける。ただ、ガラスで固める設備は老朽化で故障が相次ぎ、今年も予定の4分の1しか処理できなかった。」との報道が昨年末あった。私達は早期のガラス固化によるリスク低下を願っているが、具体的な進捗状況と“12年半”かけて行うというガラス固化の工程表をお知らせ願いたい。

### 1-2<津波対策について>

東海再処理工場の敷地は標高約6mだ。もし現在ここに福島第一原発を襲った程度の津波が到来したならば高放射性廃液約400m<sup>3</sup>はどうなるか。廃液の沸騰・乾固、放射線分解水素や析出硝酸塩爆発という事態を免れる万全の対策が講じられているのか。重大事故防止のため今までどのような対策がなされてきたのか、指導監督の経過やJAEAの対応はどうかお知らせ願いたい。

関連し再処理工場と地続きの東海第二原発では、津波対策として20mの防潮堤築造を計画しているが、高放射性廃液の固化が完了するまではリスク回避のために同じ程度の対策を講ずる必要があると考えるが、見解をお知らせ願いたい。

### 1-3<廃棄物の杜撰管理について>

昨年末東海再処理工場に係る報道で「中身がよくわからない廃棄物の容器が多数あり、確認のうえ分別しなければならぬ。使用済み燃料の被覆管が入ったドラム缶は貯蔵プールの底に整理されずに山積みされている。作業のための取り出し装置を新たにつくる必要がある。」とあった。日本有数の原子力学者・専門家集団であるJAEAの事業所でこのような杜撰管理がなされてきたことは、理論と実践のあまりの違いに驚くばかりだ。“研究・開発”が先行し“廃棄”に対する視点が欠落してきたことを示しているのではないか。原子力事業の全てに渡って、後始末への対応への無責任が未だに横行していることは文科省を始めとする監督官庁の責任もあるのではないか。見解をお示し願いたい。

### 1-4<深層防護について>

ここは1)六ヶ所再処理工場に係る質問の1-6<深層防護について>と同趣旨の質問であり前文省略「・・・高レベル廃液が蒸発し始め、どうしても手の施しようがなくなった場合、その最後の手段が考えられているのか。」見解をお示し願いたい。

### 1-5 <操業30年、廃止事業70年について>

東海再処理工場が操業していたのは30年間である。その間につくられた放射性廃棄物を処理し施設の廃止完了まで約70年かかるとする工程表をJAEAが示したとのこと（毎日新聞2016.9.9）。放射性廃棄物の搬出でその先また時間がかかるであろう。生産期間にたいしてその後処理が倍以上の期間がかかるという、このような事態についてその所要経費の問題も含めて、再処理工場を推進・監督して来た官庁としての見解をお知らせ願いたい。



C その他 我が国のプルトニウム利用政策に関わり

1-1 ＜「我が国の安全保障に資すること」について＞

原子力基本法の第二条（基本方針）が2014年6月改定され、二項「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」が追加挿入された。

この中で「我が国の安全保障に資すること」とあるが、これは前項の「原子力の平和利用」目的と関連しどのように解釈するとよいのか、具体的にお示し願いたい。

1-2 ＜「利用目的のない余剰プルトニウムは保持しない」ことについて＞

原子力委員会「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成24年11月24日）などに「利用目的のない余剰プルトニウムは保持しない」とある。第三回核安全サミットにおいて安倍総理、使用済核燃料再処理機構井上理事長からも同様の表明が内外になされている。六ヶ所再処理工場が稼働すると年に約8トンのプルトニウムが抽出されるようだが、もんじゅが廃炉になった現在、これをプルスーマルだけで平和利用できる見込みがあるのか。現在我が国が保持しているプルトニウムは48トン程度と聞いているが、これをどのように処分する予定か。またプルスーマルで使用した使用済み燃料の処理はどうする予定か。しっかりとした見通しを示さずに六ヶ所再処理工場を稼働させることは更なる余剰プルトニウムを保持することになり、国際的に批判され、核拡散の歯止めがかからなくなるのではないか。核武装のエスカレートは人類破滅への道である。我が国は唯一の被ばく国としてプルトニウムを保持せず世界平和のため尽くすこと内外に宣言してはどうか。

以上について見解をお示し願いたい。

【賛同23団体名】

- 北海道 ベクレルフリー北海道（釧路市）
- 岩手県 春を呼ぶ会（盛岡市）  
生活クラブ生活協同組合・岩手（岩手県・奥州市）  
岩手有機農業研究会（岩手県）  
クランボンの会（盛岡市）  
無限洞（盛岡市）  
測る会（盛岡市）  
原発からの早期撤退を求める岩手県学識者の会（盛岡市）  
有機の会（滝沢市）  
ちいさなたね（滝沢市）  
鍬ヶ崎の防潮堤を考える会（宮古市）  
子どもに豊かな未来とふるさとを残す会（宮古市）
- 福島県 生命(いのち)を考える福島と鹿児島一会(郡山市、鹿児島県鹿児島市)  
脱原発の日実行委員会（田村市）
- 東京都 緑の党グリーンズジャパン（杉並区）
- 京都府 グリーン・アクション（京都市）
- 栃木県 かぶら屋（宇都宮市）  
西屋敷（宇都宮市）
- 大阪府 森のこや(和泉市)  
泉の森（和泉市）
- 福岡県 さよなら玄海原発の会・久留米（福岡県久留米市）  
環境教育ふくおか（福岡県久留米市）
- 鹿児島県 被ばく医療を考える会かごしま(鹿児島市)